



家畜衛生情報

ゴールデンウィークを迎えます！

鳥インフルエンザの侵入防止対策の再徹底をお願いします！

昨年11月以降、国内で高病原性鳥インフルエンザ（H5型）の発生が続発し、3月までに**52事例の発生**で約**987万羽**が殺処分されています。

まだ渡り鳥の渡来は続いており、特にゴールデンウィークの期間には、人や物の動きが一層激しくなることから、我が国へのウイルス侵入リスクの高まりが予想されます。

引き続き、**飼養衛生管理基準の遵守**や**異常家きんの早期発見・通報**をお願いします。

☑農場の消毒、病原体持ち込み防止体制の確認

- ①立入禁止看板の設置、車両消毒の徹底
- ②衛生管理区域及び畜舎に立ち入る際、**手指及び靴等の消毒**
- ③野生動物対策として、柵、防鳥ネット等を適切に設置

☑早期発見・早期通報を！

- ①毎日の健康観察を入念に行うようお願いします
- ②**異常家きん**がいたら、**すみやかに家畜保健衛生所へ連絡**をお願いします。
(異常通報は365日対応します)

☑高病原性鳥インフルエンザの発生国への渡航は自粛するとともに、**海外からの訪問者の立入を制限**してください。

(対象国は農林水産省のホームページで確認できます。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、不要不急の海外渡航自粛が呼びかけられています。)

常に家きんの健康状態を把握し、下記の症状を発見した場合には、 直ちに最寄りの家畜保健衛生所に届け出てください！

- 同一鶏舎における1日の死亡率が過去3週間の平均の2倍以上となった場合
(明らかに高病原性鳥インフルエンザ以外の事情による場合は除く)
- 鳥インフルエンザの簡易検査キットや血清抗体検査で陽性になった場合
- **鶏冠、肉垂等のチアノーゼ(青紫色)、沈うつ、産卵率の低下等**の症状を呈している家きんがいる場合
- **5羽以上の家きんが、まとまって死亡している場合、又はまとまってうずくまっている場合**



家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号
佐久	0267-62-4123	飯田	0265-53-0439	長野	026-226-0923
伊那	0265-72-2782	松本	0263-47-3223	家畜防疫対策室	026-235-7232

〔 異状の通報はこちらへ 〕